

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年11月17日～2022年11月23日)

令和4年(2022年)11月25日

H E A D L I N E S	S
政治 欧州復興基金支払いを巡るカチンスキ「法と正義」(PiS)党首のコメント シロンスキ県知事による与党「法と正義」(PiS)離脱 ポーランド領域におけるミサイル着弾へのポーランド政府の対応に関する世論調査結果 地方選挙の延期 ロシア人ユーチューバーが電話首脳会談の通話相手を騙った事案の発生 ジョブ法相の不信任決議案に関する世論調査結果 あり得べきロシアによるポーランド侵略に関する世論調査結果 モラヴィエツキ首相とヘインズ米国家情報長官との会談 新たな駐屯地の開設 OSCE外相理事会における露外相の出欠を巡るポーランド外務省報道官のコメント モラヴィエツキ首相とマリン・フィンランド首相との会談 ドイツ軍による防空支援 EU、NATO、欧州評議会の全加盟国への対独戦後賠償請求に関する外交文書の送付	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5000 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
治安等 飲酒運転者の自動車没収にかかる法改正案 ベラルーシからの不法移民が増加傾向との報道 ポドラスキエ県がベラルーシ国境付近での滞在を禁止する措置を延長	
経済 ポーランド起業家の実質的な平均給与、前年比4.1%減 10月販売産業生産高、前月よりも伸び率が減少 ポーランド初の電気自動車メーカー、中国浙江吉利控股集团とライセンス契約締結 投資案件の動向 ポーランド企業トップ500ランキング 原子力発電所建設に向けた米ウエスティングハウス社インタビュー ポーランドの高温ガス炉研究炉の基本設計に関する研究開発協力を開始 欧州宇宙機関の2022年宇宙飛行士リザーブにポーランド人が選出	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

欧州復興基金支払いを巡るカチンスキ「法と正義」(PiS)党首のコメント【19日・23日】

19日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、カトヴィツェで演説を行い、「欧州復興基金の支払いを巡り、ポーランドにはレッドラインがあるが、柔軟性もある」と述べた。当地ジェチポスポリタ紙は、ウクライナ戦争やインフレに直面する中でEU資金はますます必要となっており、PiSは欧州委員会に対して一定の譲歩をすることに関連したジレンマを解消しなければなくなると報じている。23日には、同党首がポーランド国営通信(PAP)のインタビューに応じ、もし欧州復興基金やEU多年次財政枠組み(MMF)がポーランドに支払われ、その後もさらに疑義を呈されることはない和我々が確信できたならば、憲法の範囲にとどまる限りで一定の措置を講ずることを検討するかもしれないと強調した。

シロンスキエ県知事による与党「法と正義」(PiS)離脱【21日】

21日、ハウストフスキ・シロンスキエ県知事は、与党「法と正義」(PiS)を離れ、野党系地方自治体運動「Yes! For Poland」へ加わると発表した。その他3名のPiSのシロンスキエ県議会議員も同様の動きをとる。同県知事は、中央政府が地方自治体の抱える問題の解決について何の反応も示さなかったことを理由に挙げている。これにより、シロンスキエ県議会では、PiSが過半数を失うことになる。前回の地方選挙では、野党の推薦を受けて議席を得たカウジャ同県副知事がPiSに移行したことにより、PiSはこれまで1議席分の優位を保っていた。テルレツキ下院副議長兼PiS院内総務は、シロンスキエ県での状況に懸念を抱いていると述べた。

ポーランド領域におけるミサイル着弾へのポーランド政府の対応に関する世論調査結果【21日】

21日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが実施したポーランド領域におけるミサイル着弾へのポーランド政府の対応に関する世論調査結果を掲載した。53.6%が肯定的、30.3%が否定的に評価しているという結果が出た。また、政府の取組を肯定的に評価している人々のうち、与党支持者は約82%に及んだが、野党支持者は約44%にとどまった。

地方選挙の延期【22日】

22日、ドゥダ大統領は、地方自治体の任期延長に関する法律に署名した。これにより、地方自治体の任期を2024年4月30日まで延長することができるようになり、地方自治体(市町村議会、郡議会、県議会、首都ワルシャワ地区議会、市町村長)の選挙の時期も延期できる。これは、2023年秋に議会選挙と地方選挙の時期が重なることを避けるための施策である。

ロシア人ユーチューバーが電話首脳会談の通話相手を騙った事案の発生【22日】

22日、ポーランド領域へのミサイル着弾直後にドゥダ大統領が各国首脳と電話会談を行った際、ロシアのユーチューバーがマクロン仏大統領を騙っていたことが明らかになった。大統領府は、本件について、「ドゥダ大統領は、相手の会話の進め方の異常さに気づき、騙されているかもしれないと考え、通話を中断した。その後、大統領府は、関係当局と協力しつつ直ちに調査活動を行った」と発表した。

ジョブロ法相の不信任決議案に関する世論調査結果【22日】

22日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが実施したジョブロ法相の不信任決議案に関する世論調査結果を掲載した。野党が提出した不信任決議案によって同法相が解任されると考えたのは、わずか11%であった。48.9%は、同法相は解任されないが、立場が弱まると評価しており、他方で22.9%は、同法相は留任し、影響力も強まらうと考えている。

あり得べきロシアによるポーランド侵略に関する世論調査結果【23日】

23日、当地ガゼタ・ジェニク・プラヴナ紙は、世論調査機関ユナイテッド・サーベイズが実施したあり得べきロシアによるポーランド侵略に関する世論調査結果を発表した。20.9%がプーチン露大統領はポーランドに攻撃を仕掛けるつもりであると評価した一方、65.2%はそうは考えていないと述べた。本年4月時点では、それぞれ28.4%と54.5%であったことに鑑み、ポーランドの間ではロシアの侵略に対する恐怖が薄らいできている様子が見られた。

モラヴィエツキ首相とヘインズ米国家情報長官との会談【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、ヘインズ米国家情

報長官と会談した。会談の主なトピックは、ロシアによるウクライナ侵略と、変化し続ける安全保障状況に関連した地域的・国際的な情勢についてであった。

事態の進展について考え得るシナリオが議論され、ウクライナのための同盟国間の緊密な協力の必要性が強調された。ヘインズ長官は、人道的、軍事的、ロジスティクス支援に対するポーランドの並外れたコミットメントに感謝した。

新たな駐屯地の開設【19日】

19日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、グライェヴォ(Grajewo)を訪問し、同地に駐屯することになる新たな軍部隊のための不動産契約を締結したことを発表し、「28年ぶりにグライェヴォにポーランド軍が帰ってくる」と述べた。ポーランド軍に提供される土地には、新たに編成される予定の第5機械化師団隷下の1コ機械化旅団が駐屯することになる。

OSCE外相理事会における露外相の出欠を巡るポーランド外務省報道官のコメント【19日】

19日、ポーランド外務省報道官は、12月1日から2日にかけてウッチで開かれるOSCE外相理事会において、ラブロフ露外相の訪問は想定していないと発表した。本件は、口上書という形でロシア政府にも通知された。ポーランドは、EUがロシアに課している制裁を理由に挙げている。

モラヴィエツキ首相とマリン・フィンランド首相との会談【20日】

20日、モラヴィエツキ首相は、ヘルシンキを訪問し、マリン・フィンランド首相と会談した。会談の主要なトピックは、東方政策、安全保障と防衛、地域協力であった。また、エネルギーと経済の問題など、特にロシアからの脅威とウクライナへの攻撃に関連する

現在のヨーロッパの議題も議論された。モラヴィエツキ首相は、ロシアに対するさらなる制裁の必要性を強調し、「今日、全世界がロシアの侵略の代償を払っているが、すべての罪を償うべきはロシアである。」と付言した。

ドイツ軍による防空支援【21日】

21日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ランプレヒト独国防大臣との電話会談において同独国防大臣から提案されたドイツ軍のパトリオット防空ミサイル及びユーロファイター戦闘機によるポーランド空域の防空支援について、「歓迎する、パトリオット防空ミサイルをポーランド東部に展開するよう提案する。」と述べた。

EU、NATO、欧州評議会の全加盟国への対独戦後賠償請求に関する外交文書の送付【23日】

23日、ムラルチク外務副大臣は、「ポーランドは、EU、NATO、欧州評議会の全加盟国に宛てて対独戦後賠償請求に関する外交文書を送る」と発表した。ポーランド政府は、本年9月に、第二次世界大戦中にポーランドが独から被った損失の総額(概算)は約6兆2206億900万ズロチにのぼると概算するレポートを発表している。今回送付される文書は、10月にポーランドが独に送付した文書(独からは未返答)を引用し、現在ポーランドが置かれている状況を同盟国に通知するものである。ムラルチク外務副大臣は、「ドイツは本件について話をしたがらず、国際約束を締結したがらず、被害者のための司法手続もない。我々は本件を国際世論に体系的に伝えていく」と述べた。

治 安 等

飲酒運転者の自動車没収にかかる法改正案【16日】

16日、下院は、刑法改正案に対して上院が行使した拒否権を無効とした。これにより、本改正案が発効されれば、飲酒運転者(血中アルコール濃度0.5パーミル以上の状態で車を運転した者)は少なくとも向こう3年間、運転を行うことができなくなる。また、裁判所は、血中アルコール濃度1.5パーミル以上の状態で運転した者、又は0.5パーミル以上の状態で交通事故を起こした者が所有する車の没収を命じる義務を有することとなる。飲酒運転手が運転していた自動車が自らの所有物でない場合、当該飲酒運転者は、事故を起こした年の保険証書に記載された自動車価格を支払わなければならない。本改正案は、大統領が署名を行えば、官報掲載から3か月後に発効される。

ベラルーシからの不法移民が増加傾向との報道【22日】

22日、当地ジェチポスポリタ紙は、最近、ベラルーシからポーランドへの入国を試みる不法移民の

数が増加していると報じた。国境警備隊本部の統計によると、本年に入ってから11月13日までに合計9,914名の不法移民がベラルーシからポーランドへの入国を試みており、特に8月には793名、9月には1,144名、10月には2,315名であったという。また、11月に入ってからには既に1,047名が拘束されたという。報道によると、最近の傾向として、ベラルーシ国境沿いを流れるスヴィスラチ川、ナレフ川やアウグストゥフ運河から越境を試みる移民が増えているという。

ポドラスキエ県がベラルーシ国境付近での滞在を禁止する措置を延長【22日】

22日、ポーランド北東部に位置するポドラスキエ県は、11月30日までと期限が定められていたベラルーシ国境付近への接近を禁止する措置を12月31日まで延長すると発表した。本措置によって、同日までベラルーシ国境から200メートル以内の滞在が禁止され、違反すると最大500ズロチ又は懲戒処分の対象となる。本措置は、国境付近に敷設された

フェンスに電子機器を設置する作業に関連している という。

経 済

マクロ経済動向

ポーランド起業家の実質的な平均給与、前年比4.1%減【23日】

ポーランド中央統計局(GUS)は、2022年10月の起業家部門の平均給与が前年同月比13%増の約6,700ズロチに達したと発表した。しかし、インフレ率が前年比17.9%上昇したため、実質的な平均給与は前年比4.1%減となった。当地エコノミストは、長期的には消費と経済成長の減速につながるが、インフレ抑制にもつながると述べている。他方、2023年初めには、燃料やエネルギーに対する付加価値税率が復活する可能性が高いため、今後数か月の間に、給与の伸びとインフレのギャップがさらに拡大する可能性がある」と指摘している。

10月販売産業生産高、前月よりも伸び率が減少【23日】

GUSによると、10月の販売産業生産高は実質ベースで前年比6.8%増となり、9月の同9.8%増よりも伸びが減少した。減速の主要因は、2021年末から2022年初めにかけて異常に増加した電力生産が減少したことによる。しかし、エコノミストは、国内外の需要の弱まりを背景に今後減速はさらに進むと推定している。物価の上昇が加速しているため、購買習慣を変えるポーランド人が増えており、食料品、衣料品、靴等の購入に大きな打撃を受けている。GfKポロニアの報告によれば、3%近くの家庭が鮮魚、ルーズリーフティー、コーヒー、バターの購入を完全に断念し、36%~46%のポーランド人は、家庭外での娯楽、レストランでの食事、カフェの利用、旅行だけでなく、衣服や靴の買い物にも支出を減らしていると回答している。

ポーランド産業動向

ポーランド初の電気自動車メーカー、中国浙江吉利控股集团とライセンス契約締結【17日】

国家主導でポーランド初の電気自動車(IZERA)工場建設と生産開始を目指す Electro Mobility Poland (EMP)は、中国浙江吉利控股集团と車両のプラットフォームに関するライセンス契約を締結した。技術パートナーとなる浙江吉利控股集团はSUV、ステーションワゴン、ハッチバックの3種類のEV車の開発に協力する。現在、カトヴィツェ経済特区の Jaworzno 地区で土地を手配しており、2023年末までに投資家から資金調達(約60億ズロチ)し、2024年に工場建設開始、2025年にEVの生産開始を見込んでいる(年間10万台)。なお、EVに必要な部品の60%をポーランドで調達し、最大約1万人規模の雇用が創出されると見込んでいる。

投資案件の動向【21日】

ポーランド投資・貿易庁(PAIIH)は、今年の投資案件について、10月末までに75件、総額11億ユーロのプロジェクトを完了したと発表した。PAIIHは、前年よりも10件多い約200件の投資プロジェクトに対応しているが、今年の投資額は前年の投資額(22.5億ユーロ)を下回る見込みで、世界的な経済情勢に

より、特に大型プロジェクトにおいて意思決定プロセスが長くなったと説明している。2021年の投資額上位5社は韓国から3社、米国から1社、スウェーデンから1社が選ばれ、産業別ではEモビリティが上位を占めていたが、2022年の上位企業は日本、韓国、フィンランド、中国であり、最も多い産業は機械、家電製品、廃棄物処理、包装、Eモビリティであった。専門家は、ポーランドは、比較的高い生産性を伴う低い労働コスト、熟練労働者の多さ、インフラの向上で外国人投資家を魅了し続けていると指摘している。

ポーランド企業トップ500ランキング【24日】

ジェチポスポリタ紙は、ポーランドで活動するトップ500社のリストを発表し。上位5社は、①PKN Orlen、②PGNiG、③Jeronimo Martins Polska、④PGE、⑤PZU となった。また、日本企業からは、以下のJTIポーランド(43位)、トヨタ・中央ポーランド(56位)、トヨタ・モーター・マニファクチャー・ポーランド(125位)、ピボワルスカ社(127位)、NGKセラミックス・ポーランド(140位)、ピルキントン(NSGグループ)(253位)、ブリヂストン・ポズナン(337位)がランクインした。

エネルギー・環境

原子力発電所建設に向けた米ウェスティングハウス社インタビュー【22日】

ポーランド初の原子力発電所建設計画の技術パートナーに選定された米ウェスティングハウス(W

H)社は、当地インタビューに対しポーランド政府の決定に非常に満足しており、2基目の発電所建設については、再検討の上、WHに建設を任せてほしいと述べた。更に、同社は2基目もWHに任せることに

より、大幅なコストダウンが可能となり、韓国との技術認証の問題(WHは、韓国が同社の技術をベースにした技術を輸出するには承認が必要として、特許侵害で訴えた。)も解決される。また、ロシアがウクライナを侵略している中、韓国水力原子力発電(KHNP)がエジプトにおける原子炉建設計画でロシアとの

協力関係を開始した事実を指摘し、露韓協力が今後80年～100年続くことを意味すると加えた。さらに、原発建設における現地調達率は、1基目が50%以上であるのに対し、2基目では60%～70%に達する可能性があるとした。

科学技術

ポーランドの高温ガス炉研究炉の基本設計に関する研究開発協力を開始【22日】

22日、日本原子力研究開発機構(JAEA)とポーランド国立原子力研究センター(NCBJ)は、2019年9月に締結した高温ガス炉技術分野における研究開発協力のための実施取決めに関し、主に協力分野に研究炉の基本設計を追加した改定取決めを締結した。小口JAEA理事長と訪日中のクレックNCBJ所長により、東京で同改定取決めの署名が行われた。今後、両機関は連携して、ポーランドにおける高温ガス炉研究炉の基本設計に関する研究開発を行う予定である。

欧州宇宙機関の2022年宇宙飛行士リザーブにポーランド人が選出【23日】

23日、ポーランド宇宙機関(POLSA)は、欧州宇宙機関(ESA)の2022年宇宙飛行士について、候補者17人のうちの中にポーランド人科学者であるスワヴォシュ・ウズナンスキ氏が選ばれたとポーランド国営通信社(PAP)に語った。17名のうち6名はESAと契約して国際宇宙ステーションへの滞在等が実質的に保証されており、同氏を含む他11名はリザーブとなる。同氏は欧州原子核研究機構(CERN)で、大型ハドロン衝突型加速器LHCのオペレーターとして働いていた経験があり、宇宙で使わなければならない耐放射線エレクトロニクスの設計にも携わっている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるととも

に、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄りたり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、

現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年10月21日(金)～12月2日(月)】

ヘウムノ市のヘウムノ地域博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Ziemi Chełmińskiej, Rynek 28, Chełmno

詳細：<https://www.muzeumchelmo.pl/>

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催されます。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

【予定】第15回国際チャリティーバザー【2022年12月4日(日)】

在ワルシャワ外交団長配偶者の会(SHOM)が主催し、約60か国の参加国・団体各ブースが趣向を凝らした特産品が並ぶほか、フードコートや福引等もあります。

開催場所：アリーナCOSTRUBAL(Ul. Lazienkowska 6A, Warszawa)

入場料：15ズロチ

詳細：<https://shomwarsaw.wordpress.com/charity-bazar/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)